

平成22年4月1日

規 程 第 9 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第39条に規定する研究生、同第41条に規定する科目等履修生（以下「履修生」という。）及び同第43条に規定する聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

2 履修生又は聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、18歳以上の者

八 本学の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、かつ18歳以上の者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

2 履修生及び聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

3 研究生、履修生及び聴講生（以下「研究生等」という。）の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、研究生等からの申出に基づき、1年を超えない範囲で在学期間を延長することができる。

(入学志願の手続)

第4条 研究生等として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

一 入学願書

二 最終学歴校の成績証明書及び卒業（修了）証明書

三 健康診断書

四 その他学長が必要と認める書類

2 研究生の志願者は、前項の提出書類と併せ、研究計画書を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、別に定める書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(研究生等の身分を証明するもの)

第7条 研究生には研究生証を、履修生には科目等履修生証を、聴講生には聴講生証を交付する。

2 研究生は研究生証を、履修生は科目等履修生証を、聴講生は聴講生証を常に所持しなければならない。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第8条 研究生等は、授業料を納付しなければならない。

2 研究生等の入学検定料、入学料及び授業料の徴収は、公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号）の定めるところによる。

3 入学検定料、入学料及び授業料のほか、実験、実習又は実技に要する経費は、研究生等の負担とする。

(研究生)

第9条 学長は、研究生の指導教員を定めるものとする。

2 研究生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設又は設備を利用することができる。

3 指導教員は、研究生に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に基づき、他の学生の教育に支障のない範囲において、当該他の教員の担当する授業科目を研究生に受講させることができる。

4 学長は、研究生が指導教員の指導のもとに研究の成果を提出したときは、修了証明書を交付することができる。

(履修手続及び単位認定)

第10条 履修生及び聴講生は、履修を許可された科目の登録を所定の期日までに行わなければならない。

2 履修生が履修した授業科目については、試験その他の方法により判定した成績に基づき単位を認定する。

3 学長は、履修生の申出により、単位取得証明書を交付することができる。

(入学許可の取消)

第11条 研究生等が本学の学則又は諸規程に違反したとき又は研究生等としての本分に反したときは、学長は、第6条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究生等については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(科目等履修生規程及び聴講生規程の廃止)

2 埼玉県立大学科目等履修生規程（平成22年規程第93号）及び埼玉県立大学聴講生規程（平成22年規程第94号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。